

チェックリスト

「両立支援等助成金（育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）」支給申請書・添付書類

支給申請書		備考	チェック
1	・【育】様式第7号①	・記載例を参考に水色の枠の部分をすべて記入してください。 ・②について対象労働者が複数人となる場合は人数分提出してください。	<input type="checkbox"/>
2	・【育】様式第7号②（人数分）		<input type="checkbox"/>
添付書類（確認書類）		備考	
3 (イ)	新型コロナウイルスに対応した有給休暇の制度について規定していることが確認できる労働協約または就業規則（※労使協定のみでは不可）	・労働協約 または 就業規則 ・就業規則の作成および労基署への届出義務のない常時10人未満の労働者を雇用する事業主の場合で、就業規則の作成・届出をしていない場合は、制度の措置が明文により定められており、労働者に周知されていることを確認できる書類（※周知方法については下記の欄をご参照ください。）	<input type="checkbox"/>
4 (ロ)	テレワーク勤務制度、短時間勤務制度、フレックスタイム制度、時差出勤の制度等の措置について社内周知されていることが確認できる書類（周知日および事業所名が明記されていること）	（例）労働協約または就業規則、周知文書等 ※周知方法について（事業所が複数ある場合は事業所ごとに周知が必要） ・イントラネットや社内掲示板による掲示 ・電子メールにて労働者に制度の内容を送信 ・制度の内容を記載した書面を全労働者へ交付 ・回覧の場合は全労働者に送信・回覧されたことが確認できるもの（回覧の確認がある等） ・社内掲示の場合は社内に掲示していることが客観的にわかる写真等	<input type="checkbox"/>
以下、対象労働者についての書類			
5 (ハ)	対象労働者が特別有給休暇を取得したことが確認できる書類	（例）休暇申出書、休暇簿、出勤簿、タイムカード等 ※特別有給休暇を取得したことが明示されていること。 （年次有給休暇の表記では不可）	<input type="checkbox"/>
6 (ニ)	対象労働者が取得した有給休暇について年次有給休暇取得の場合と同等の賃金が支払われたことが確認できる書類および年次有給休暇取得の場合の賃金算定方法が分かる書類	（例）特別有給休暇取得月に加えて年次有給休暇取得した月の賃金台帳および年次有給休暇を取得した場合の賃金算定方法を示した申立書	<input type="checkbox"/>
7 (ホ)	対象労働者の通常の賃金が確認できる書類	（例）特別有給休暇の取得月及び取得前の賃金台帳、労働条件通知書等	<input type="checkbox"/>
8 (ヘ)	対象労働者の所定労働日や所定労働時間が確認できる書類	（例）労働条件通知書や就業規則及び勤務カレンダー等。さらにシフト制又は交替制をとっている場合は、対象労働者の具体的な労働日・休日や労働時間を当該労働者に対して示した勤務カレンダー、シフト表等	<input type="checkbox"/>
9 (ト)	0214イへの対応として特別有給休暇を取得した場合、小学校等が臨時休業等をしたことについて確認できる書類	・0216ロに該当する場合は地方公共団体や施設からのお知らせ等 ・0216ハに該当する場合は学校からの連絡等	<input type="checkbox"/>
10 (チ)	0214ロに定める場合に該当し、子供の世話をを行うために有給休暇を取得した場合、その事由が確認できる書類	（例）診断書、保健所からの通知、基礎疾患等を有する証明書等	<input type="checkbox"/>
11 (リ)	対象労働者について、対象事業主に雇用されており、申請日時点において1日以上勤務していることが確認できる書類	（例）労働条件通知書に加え、出勤簿、タイムカード等	<input type="checkbox"/>
12 (ヌ)	年次有給休暇、欠勤や勤務時間短縮などを事後的にこの有給休暇に振り替えた場合は、事後的にこの有給休暇に振り替えることについて労働者本人に同意を得たことが分かる書類	（例）労使の同意が確認できる申立書	<input type="checkbox"/>
その他			
13	金融機関名、口座番号および口座名義が確認できる通帳（主に見開き1ページ目）の写し		<input type="checkbox"/>

※上記のほかに管轄労働局長が必要と認める書類を求める場合があります。

※詳細については【支給要領0402e 新型コロナウイルス感染症対応特例の申請書類】をご参照ください。

※共通要領 様式第1号の支給要件確認申立書は不要です。